

【障害者活躍推進計画】

機関名	指宿市，指宿市教育委員会
任命権者	指宿市長，指宿市教育委員会教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
指宿市における障害者雇用に関する課題	指宿市及び指宿市教育委員会では、令和2年4月1日から令和7年3月31日を計画期間とする障害者活躍推進計画を策定し、障害者の雇用促進を図ってきた。 しかし、令和5年度の指宿市における実雇用率が法定雇用率を下回ったことから、市と教育委員会が障害者雇用の一元的管理を行い、障害者雇用促進に繋げることを目的として、令和5年10月に特例認定を受けた。 今後も障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.73% （内訳）指宿市 2.28%，指宿市教育委員会 4.62% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として人事秘書課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者が相談しやすい体制となるよう、人事担当部局や障害者が勤務する職場の同僚・上司等を含め、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、障害者の職業生活全般についての相談・指導を実施できるよう整備する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職場ヒアリング等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用又は部署異動時その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施又は研修への参加を促す。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○特別支援学校の生徒等を対象とした職場実習を行う。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。